

# 一般社団法人日本人工関節学会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本人工関節学会と称する。英文ではThe Japanese Society For Replacement Arthroplasty と表示する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、人工関節に関する臨床的ならびに基礎的研究の進歩、発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、講演会、研修会等の開催
- (2) 学会誌、学術図書等の発行
- (3) 会員に対する教育と表彰
- (4) 国内外の関連学術団体との研究協力と連携
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子広告による。

- 2 事故その他やむを得ない理由により前項の電子広告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の4種とし、正会員のなかから第13条に定めるところにより選任した評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に定める社員とする（以下、「社員」とは、第13条に基づいて選出された評議員を指す）。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体
- (3) 功労会員 当法人に対して特別に功労のあった者で、理事会が推薦し承認された者
- (4) 名誉会員 当法人の運営に多大の寄与をなした者で、理事会が推薦し承認された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 功労会員及び名誉会員は会費の納入を要しない。
- 4 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、

- 未履行の義務は、これを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費その他の抛出品金は返還しない。

### 第3章 評議員

(評議員)

- 第13条 当法人の正会員のなかから、正会員数の10%を限度として選出される評議員をもって「法人法」に規定する社員とする。
- 2 評議員は、別に定める評議員選出細則に基づき選任する。
  - 3 評議員の任期は2年とし、選出後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結までとする。
  - 4 評議員は再任されることを妨げない。但し、満67歳に達した者は、その後に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了をもってその資格を失う。

### 第4章 社員総会

(構成及び種類)

- 第14条 社員総会は、前条に規定するところによって選出された社員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
  - 3 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

- 第15条 社員総会は、次の事項を決議する。
- (1) 入会の基準並びに会費の金額
  - (2) 会員の除名
  - (3) 役員の選任及び解任
  - (4) 役員の報酬の額又はその規定
  - (5) 各事業年度の決算報告
  - (6) 定款の変更
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 解散
  - (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
  - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
  - (11) 前各号に定めるもののほか、「法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

- 第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

- 第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
    - (6) その他法令で定めた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

- 第20条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的記録をもって議決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合における第18条及び第19条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議及び報告の省略)

- 第21条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。
- 2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第5章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上3名以内

- 2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって理事長とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の互選により選出する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第26条 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、3期までの再任を妨げない。ただし、理事が任期途中で社員の地位を失ったときは理事の資格を失う。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任はできないものとする。
- 3 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、3期までの再任を妨げない。ただし、理事長が任期途中で理事の地位を失ったときは理事長の資格を失う。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)として支給することができる。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 3 前2項の取扱いについては、第44条に定める理事会規則によるものとする。

(責任の一部免除)

第32条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(名誉理事長及び顧問)

第33条 当法人に、名誉理事長及び若干名の顧問を置くことができる。

2 名誉理事長及び顧問は、会員の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉理事会及び顧問の職務)

第34条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第35条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第32条の責任の一部免除

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年1回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第41条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第42条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議で指名された理事1名は、これに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

(理事会規則)

第44条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時社員総会に報告(第2号及び第5号の書類を除く。)しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項第2号及び第3号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会員名簿及び社員名簿の記載事項のうち個人の住所については、一般の閲覧に供しない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第48条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第49条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の過半数の社員が出席し、出席した当該社員の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第50条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第9章 委員会

(委員会)

第51条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任及び解任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 幹事及び事務局

(幹事の設置等)

第52条 当法人の事務を処理するため幹事を置くことができる。

- 2 幹事は1名とし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 幹事の任期は前項により任命された日から2年とする。ただし再任を妨げない。
- 4 幹事は理事会に出席し、意見を述べることができる。ただし議決権は有しない。
- 5 幹事は理事及び監事を兼ねることができない。

(事務局の設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第12章 雑則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第57条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

- ・この定款は、当法人の成立の日から施行する。
- ・当法人の設立に際して会員となる者は（以下「設立時会員」という。）は、平成25年2月22日現在において日本人工関節学会の会員名簿に記載されている者とする。
- ・設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。  
(抄)
  - ・当法人の設立に際して、理事、監事又は代表理事となる者（以下それぞれ「設立時理事」「設立時監事」「設立時代表理事」という。）は、次の通りとする。  
(抄)
- ・当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成25年12月31日までとする。

以上、一般社団法人日本人工関節学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成25年3月27日

(抄)

設立登記 平成25年4月24日

附則

この定款は、令和4年2月24日より施行する。

# 一般社団法人日本人工関節学会定款施行細則

## 会員細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本人工関節学会（以下「本学会」という。）定款第6条、第7条、第8条に基づき、会員の種別及び会費について定める。

(種別)

第2条 本学会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員（一般賛助会員、特別賛助会員）
- (3) 功労会員
- (4) 名誉会員

2 賛助会員の資格等は別に定める。

(会費)

第3条 会員の会費は、次の通りとする。

1. 正会員 年額 10,000円
2. 名誉会員及び功労会員は、会費を納めることを要しない。
3. 賛助会員の会費は別に定める。

(会費納入)

第4条 会費は、その年度会費を全額納入するものとする。但し、会員登録を希望する者は、入会時に納入しなければならない。

(雑則)

第5条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第6条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成25年7月11日より施行する。

## 名誉会員及び功労会員に関する細則

第1条 この細則は、一般社団法人日本人工関節学会（以下「本学会」という。）定款第6条第3項、第4項に基づき、名誉会員及び功労会員の推薦について定める。

第2条 名誉会員及び功労会員は、本会の運営に多大の寄与をなした満67歳以上の者で、理事会が推薦し、社員総会において承認された者とする。

- 1) 名誉会員 会長を務めた者もしくは理事、監事または幹事を務めた者の内、満67歳に達した者あるいは特に名誉会員にふさわしいとして理事長の推薦を受けた者とする。
- 2) 功労会員 評議員を通算10年以上務めた者の内、満67歳に達した者あるいは特に功労会員にふさわしいとして理事長の推薦を受けた者とする。

第3条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

第4条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成25年7月11日より施行する。

## 賛助会員細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本人工関節学会（以下「本学会」という。）の賛助会員に関し、定款第6条に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(資格等)

第2条 賛助会員の資格を有する者は、本学会の目的に賛同し、事業を援助するものとし、次の各号に掲げる賛助会員とする。

- (1) 一般賛助会員  
本学会の目的に賛同し、事業を援助するために入会した個人又は団体
- (2) 特別賛助会員  
本学会の目的に賛同し、人工関節登録制度事業を主に支援するために入会した団体

- 2 賛助会員は、本学会が発行する会誌の配布を受けることができる。また、特別賛助会員は、理事会が認めたときは、本学会が行う調査研究活動の参加、調査研究結果の提供を受けることができる。

(会費)

第3条 賛助会員の会費は、次の通りとする。

一般賛助会員	年額	50,000 円
特別賛助会員A	年額	1,250,000 円
特別賛助会員B	年額	1,000,000 円
特別賛助会員C	年額	750,000 円

(会員登録)

第4条 賛助会員登録を希望する者は、別に定める入会申込書を提出し理事会の承認を受けなければならない。なお、同一法人内の異なる部署毎に賛助会員となることができる。

- 2 賛助会員資格の有効期限は、定款第 14 条に基づき事業年度末の間とする。
- 3 退会の申し出又は賛助会員資格の喪失がない限り、賛助会員の登録更新は自動延長するものとする。
- 4 会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。但し、既に納入された年会費は返納しない。

(賛助会費の使途)

第5条 第3条の特別賛助会費は、本学会の人工関節登録調査活動に使用するものとする。

(守秘義務)

第6条 賛助会員は、本学会の許可を得ずに、会員として知り得た本学会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。なお、公知の事実はその限りではない。

(雑則)

第7条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第8条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成 25 年 11 月 12 日より施行する。

## 評議員選出細則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本人工関節学会（以下「本学会」という。）定款第 13 条第 2 項に基づき、評議員の選出について定める。

(選出方法)

第2条 評議員は正会員の中から次項に定める有資格者を理事会で選考したうえ、社員総会で選出する。

(選出基準)

第3条 評議員となる者は、次のすべての資格を有する者とする。但し、理事会が特別の理由で推薦する場合はその限りではない。

- 1) 日本整形外科学会入会後 10 年以上の会員歴を有する者
- 2) 本会入会後 10 年以上の会員歴を有し、大学、研究所、医療機関等において指導的役割を果たす者で、会費を完納している者
- 3) 人工関節に関する査読審査を受けた論文 3 編以上（原則として内 1 編以上は英語論文の筆頭著者）を有する者
- 4) 所定の用紙に略歴、本会の目的に沿った研究実績を記入し、評議員 2 名の推薦を受け提出した者
- 5) 日本人工関節登録制度に加入している施設に在籍する者
- 6) Journal of Joint Surgery and Research の査読を積極的に行う者

(雑則)

第4条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第5条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成 25 年 7 月 11 日より施行する。

この細則は、令和 6 年 2 月 1 日より施行する。

この細則は、令和 6 年 2 月 22 日より施行する。



## 委員会に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第 51 条に基づき、委員会に関する組織・運営等について定める。

(種別)

第2条 委員会の種別は、次のとおりとする。

- 1) 常置委員会 会務執行のために常設のものとして設置されるもの。
- 2) 特別委員会 会務執行のために特別の事案等に対処するため時限的に設置されるもの。

(設置及び改廃)

第3条 委員会の設置・改廃は、理事会の議を経て決定する。

- 2 特別委員会の設置は、理事会が必要と認めるときに設置することができる。

(委員及び構成)

第4条 委員会の委員長及び委員は、理事長の提案により理事会の議を経て委嘱する。

- 2 委員長及び委員の任期は 2 年とし再任は妨げない。但し、連続 2 期を超えることはできない。なお、理事会が必要と認めた場合には重任を妨げないものとする。
- 3 委員会には、委員長の職務を代行させるため、委員長の指名により副委員長を置くことができる。

(職務)

第5条 委員会は、理事会から諮問された事項について、審議しその結果を理事会に答申しなければならない。

(会議)

第6条 委員長は、前条の職務を遂行するため委員会を招集しその議長となる。

- 2 委員会は、委員現在数の過半数の出席により成立する。
- 3 初回委員会の招集及び議長は、委員長が選出されるまで委員会の担当理事が行う。

(雑則)

第7条 この細則に定めのない事項については、理事長が理事会に諮って別に定める。

(改正)

第8条 この細則の改正は理事会において行う。

附則

この細則は、平成 25 年 7 月 11 日より施行する。